

令和7年度 私立高等学校入学資金貸付のご案内

公益社団法人 兵庫県私学振興協会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番13号

兵庫県私学会館内 TEL (078) 515-6760

FAX (078) 515-6870

JR・阪神電車「元町」駅下車 東出口を北へ徒歩3分

URL : <https://www.hyogo-sshinko.or.jp/>

令和8年4月に私立高等学校（通信制課程を除く）、及び私立高等専門学校（高専）へ入学される生徒の学資負担者に対し、入学時に必要な資金の貸付を行うもので、兵庫県から受託し、兵庫県私学振興協会が実施しています。

この制度は、入学時に必要な経費の支払いが一時的に困難な方（県内居住者）に対し、入学時の負担軽減を図り、県民生徒の進学を支援するものです。

入学希望校が兵庫県内の場合は、入学される私立高等学校へ申し込み、学校からの貸付となります。また、兵庫県外高校希望の場合は、兵庫県私学振興協会へ申込みのうえ、入学資金取扱金融機関（銀行）からの貸付となります。

なお、この貸付金は、3年間の在学中に6回に分けて返済していただく必要があります。返済についてよく検討のうえ、お申し込みください。

- 1 申込条件** 学資負担者（所得税法上、生徒を扶養している方）が兵庫県民であり、令和7年度の市（町）民税所得割額及び県民税所得割額の基準に該当される方。ただし、表1の基準を超えた場合でも、表2の特別の事情に該当する場合は、貸付対象となることがあります。

表1 市（町）民税所得割額及び県民税所得割額の基準

令和6年の収入に基づく令和7年度の市（町）民税所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満
（注）市（町）民税・県民税所得割額とは、年間の収入金額から、必要経費と扶養控除、配偶者控除など各種所得控除を差し引いた金額に住民税の税率を乗じた金額をいいます。

特別徴収税額通知書や納税通知書では、「市（町）民税所得割額」及び「県民税所得割額」と書かれた欄に記載されている金額です。（均等割額は含みません。）

表2 特別の事情

転職・退職、死亡、入院、離婚、別居、失業・廃業、倒産等により令和7年中の学資負担者の所得が前年に比べて著しく減少する見込みであること

〈所得の計算〉 表1の所得基準に換えて令和7年中に得られる見込みの所得額

（注）その事情を証する書類（写しでも可）が必要です。

- 2 連帯保証人** 借用証書記載時までには必ず連帯保証人の確保が必要です。

- ・学資負担者（所得税法上生徒を扶養している方）とは別の独立した生計を営んでいること。
- ・借受人と連帯して返済に応じる所得があること。
- ・証書提出時には印鑑証明書、所得証明書が必要です。

- 3 貸付金額** 1人30万円以内 入学金、施設拡充費等の入学時の納付金が対象となります。
授業料、教科書・制服・カバン代等は対象外です。
- 4 貸付利率** 無利息 ただし返還を怠った場合、年利15%の割合で違約金が徴収されます。
- 5 募集人員** 500名以内 (募集人員を超えると見込まれる場合は、1.5次、2次出願者への募集を実施しない場合があります。)

- 6 申込期間** 入学者選抜1次募集出願者 令和8年1月6日(火)から令和8年2月4日(水)まで
(期限厳守)

実施する学校のみ対象

入学者選抜1.5次募集出願者 令和8年2月13日(金)から令和8年2月17日(火)まで (期限厳守)

入学者選抜2次募集出願者 令和8年3月2日(月)から令和8年3月24日(火)まで (期限厳守)

(注) この貸付制度は受験日まで申し込むことが原則になっています。それぞれの期間内に申し込みをしてください。土曜日・日曜日は学校が受け付ける場合に限りです。

☆期限を過ぎてからの申込はできません。

- 7 申込先** (1) 兵庫県内の私立高等学校入学希望者→入学希望の私立高等学校へ
(2) 兵庫県外の私立高等学校入学希望者→公益社団法人兵庫県私学振興協会へ

- 8 申込時の提出書類** (1) 令和7年度私立高等学校入学資金貸付申請書
(2) 学資負担者の収入等を証明する書類 (詳細は申請書裏面をご覧ください)
(3) 県外高校を希望する場合、希望高校の令和8年度募集要項の写し

(注) この「貸付のご案内」及び申請書は次のところに備えています。

- ①兵庫県内の中学校 ②兵庫県内の私立高等学校 ③兵庫県教育事務所及び市町の教育委員会
④県内の福祉事務所 ⑤兵庫県民総合相談センター (JR神戸駅前 神戸クリスタルタワー6F)
⑥兵庫県内の各県民局・県民センター

- 9 選考結果** (1) 兵庫県内の私立高等学校入学希望者→希望の私立高等学校から通知します。
(2) 兵庫県外の私立高等学校入学希望者→私学振興協会から「貸付認定通知書」で通知します。

10 貸付実行等

県内の私立高等学校希望の場合

入学手続き時、「借用証書」と「借受人、連帯保証人の印鑑証明書」「連帯保証人の所得証明書」を学校へ提出して貸付を受けてください。原則として貸付は入学時納付金と相殺する方法によります。貸付の申し込みをしながら、入学手続き時に別途資金で入学金を納入された場合は貸付できません。

県外の私立高等学校希望の場合

「合格証明書(写し)」を兵庫県私学振興協会へ提出していただいた後、当協会から貸付認定通知書と借用金証書等の必要用紙を送付します。「貸付認定通知書」「借用金証書」に「借受人、連帯保証人の印鑑証明書」「連帯保証人の所得証明書」等必要書類を添えて、三井住友銀行、みなと銀行又は但馬銀行の兵庫県内の本支店(取扱店)へ提出し、貸付手続を進めてください。(みなと銀行・但馬銀行では、借受人及び連帯保証人が直接銀行へ行く必要があります。)

銀行での審査に日数を要するため、高等学校の納入日以降の貸付となる場合がありますので、ご注意ください。

- 11 返還方法** 1年生の9月30日(償還日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日)を初回として、半年ごとに計6回で返還していただきます。

例: 300,000円借り入れた場合、50,000円ずつ6回

ただし、退学・除籍等で学校の籍を離れる場合は、その時点で全額を返還していただきます。

私立高等学校入学資金貸付の募集に関して、よくある質問と回答です。

質問 1 兵庫県内の私立高校を受験しますが、この場合、申請書の提出先はどこですか。

回答 兵庫県内の私立高校を受験する場合は、受験する私立高校に申請書を提出してください。この時、申込期間内に提出するよう注意してください。また学校により願書とともに提出する場合や、借受人本人の持参が必要な場合があります。詳しくはそれぞれの学校にお問い合わせください。

質問 2 兵庫県外の私立高校を受験しますが、この場合、提出先はどこですか。また、実際の貸付はどこからですか。

回答 兵庫県外の私立高校を受験する場合は、受験する学校ではなく「兵庫県私学振興協会」（神戸市中央区北長狭通4丁目3-13）に申請書を提出してください。その後、三井住友銀行、みなと銀行、但馬銀行のいずれかの県内の本支店で貸付手続きを行うことになります。その他、三井住友銀行に限り、別途銀行取引約定書（印紙税4,000円）の提出が必要となりますのでご注意ください。

質問 3 この私立高等学校入学資金貸付は、他の貸付と併せて申し込めるのでしょうか。

回答 他の貸付と併せて申し込むことができます。

質問 4 兵庫県内の私立高校と県外の私立高校を受験しようと考えていますが、この場合、申請書はどうすればよいでしょうか。

回答 兵庫県内と県外の私立高校を受験する場合、申請書はそれぞれの申込先に提出し、申請書の「併願高校名」欄に他の受験校名を記載してください。

質問 5 公立高校を併願しますが、申込みはできますか。

回答 併願の場合も専願と同様に申し込みます（申込期間は同じです）。この場合、申請書の「併願高校名」欄に公立高校名を記載願います。ただし、最終的に公立に進学された場合、貸付は受けられません。

質問 6 通信制の学校を受けるのですが、貸付の対象となりますか。

回答 全日制と定時制を貸付対象としています。通信制の場合はお貸しできませんので十分に注意してください。

質問 7 専門学校（専修学校高等課程）を受けるのですが、貸付の対象となりますか。

回答 専門学校（専修学校高等課程）の場合は、兵庫県専修学校各種学校連合会（兵庫県農業共済会館内 電話 078-391-7010）で貸し付けています。そちらにお問い合わせください。

質問 8 親と子の姓が異なるのですが、特に必要な書類があるでしょうか。

回答 お二人の続柄の分かるもの、例えば住民票、健康保険証（写し）等を提出してください。

質問 9 令和7年の所得が前年に比べて著しく減少しました。令和7年度の市（町）民税所得割額が基準を超えていますが、入学資金貸付は受けられるでしょうか。

回答 令和7年中に得られる見込みの所得額（令和7年分の源泉徴収票（写し）等）の分かる書類があれば、これを提出してください。

質問 10 昨年まで兵庫県外に居住していましたので、兵庫県内の所得証明書が取れません。どうすればよいでしょうか。

回答 その場合は、現在居住している兵庫県内市町の住民票と転居前の市区町村の所得証明書を提出してください。

質問 11 生活保護を受けていますが、この場合「所得証明書」は必要でしょうか。

回答 「所得証明書」に代わるものとして「生活保護受給(適用)証明書」を提出してください。この証明書では、学資負担者と生徒の氏名が記入されていることをご確認ください。

質問 12 離婚をした場合は、どのような所得証明書を提出すればよいですか。

回答 学資を負担する（子供を扶養されている）保護者（学資負担者）の所得証明書を提出してください。

質問 13 連帯保証人が兵庫県以外にしかいません。それで貸付が受けられるのでしょうか。

回答 県外に居住している方でも連帯保証人になることができます。

質問 14 現在働いておらず、年金生活をしている人に、連帯保証人になってもらえますか。

回答 年金生活の方でも、独立の生計を営み、借受人と連帯して返還の責任を負える人であれば可能です。ただし、生活保護を受給されている方は連帯保証人にはなれません。

質問 15 親が兵庫県内に住んでいますが、子どもは県外に住んでいるといった別居の場合は、入学資金の貸付は受けられるでしょうか。

回答 学資を負担する親が、兵庫県内に居住していれば貸付は受けられます。したがって、お問い合わせの場合は該当します。

質問 16 外国籍なのですが、申し込めるでしょうか。

回答 現在のお住まいが兵庫県内かどうかであって、国籍を問いませんので、お申し込みください。

質問 17 双子が同時に受験するのですが、この場合の貸付申請書は一枚でよいでしょうか。

回答 お手数ですが、それぞれの生徒ごとに申請書を提出してください。

質問 18 帰国子女として受験するのですが、貸付の対象となりますか。

回答 帰国子女の場合は、この4月に1年生として入学する場合のみ適用されます。2年生、3年生として途中から編入される場合は貸付の対象になりません。

令和7年度

私立高等学校入学資金貸付申請書

(入学金・施設拡充費等が対象)

受付番号

貸付申請額 金 円

入学資金として上記金額の貸付けを受けたいので申請します。

令和 年 月 日

学 校 法 人 様

公益社団法人兵庫県私学振興協会 様

学資負担者(借受人)			生 徒 本 人			
フリガナ		生徒本人との関係	フリガナ			
氏 名			氏 名			
フリガナ			フリガナ			
現住所	〒		現住所	〒		
	B	自宅 ()			在学(出身) 学 校 名	立 中学校
		携帯 ()				
		e-mail @				
(県外私立高等学校希望者のみ記入してください)			所在地 ※ (県 内) ・ (県 外)			
貸付金融機関名			入 学 を 希 望 す る 者 の 希 望 す る 私 立 高 等 学 校 名 等	学校名 府 県 高等学校		
銀行 支店				※ (専願) ・ (併願) 併願高校名 ()		
特別事情						

* 添付書類・・・学資負担者(借受人)の収入等を証明する書類(詳細は裏面をご覧ください)

- 記入上の注意**
1. 太線枠内と日付のみ記入してください。
 2. 貸付申請額は、300,000円以内の額をアラビア数字で記入してください。
 3. 専願・併願の別とは私立高等学校のみ受験する者を専願とし、国公立・私立の両高等学校を受験する者を併願とします。併願の場合は国公立学校名を必ず記入してください。
 4. ※印の個所は、どちらかを必ず○で囲んでください。(○印のないものは貸付けられません)
 5. 特別事情については、所得に関して令和7年中に特別な収入減少等があった場合のみ、その内容を記入してください。
 6. 貸付金融機関名は、兵庫県外の私立高等学校を希望する者のみ、希望する銀行名(三井住友銀行・みなど銀行・但馬銀行)、兵庫県内の本支店名を記入してください。みなど銀行については、取扱店が限られているため、実際の手続き支店が異なる場合があります。

学資負担者の収入等を証明する書類

次のいずれかを添付してください。

①「令和7年度市(町)民税・県民税特別徴収税額通知書」の写し

例年6～7月頃に事業主を経由して市町から通知されるもの

②「令和7年度市(町)民税・県民税納税通知書」及び「課税明細書」の写し

例年6～7月頃に市町から通知されるもの

③ 令和7年1月1日現在の居住地の市町長が発行した課税証明書

「市(町)民税・県民税課税額証明書」等で、令和7年度の市(町)民税所得割額を確認できるもの、又は、「非課税証明書」でも結構です。

(いずれも原本)

④ 福祉事務所が発行した「生活保護受給(適用)証明書」(原本)

生活保護を受給している場合は、上記①～③ではなく、「生活保護受給(適用)証明書」を提出してください。